

フォークリフトによる労働災害を防止せよ

フォークリフトは多くの産業で使用されている汎用性の高い機械ですが、労働災害が発生した場合は、重篤な災害となりやすい危険な機械でもあります。周辺の作業員との接触、転落や転倒、荷崩れなど様々な危険性があります。

また、前方に荷積みをするため、運転者の視界が悪く、後輪操舵のために、角を曲がる時に車体が大きく外側に膨らむなどの特性があり、これらの特性を踏まえて、十分な安全対策をとる必要があります。



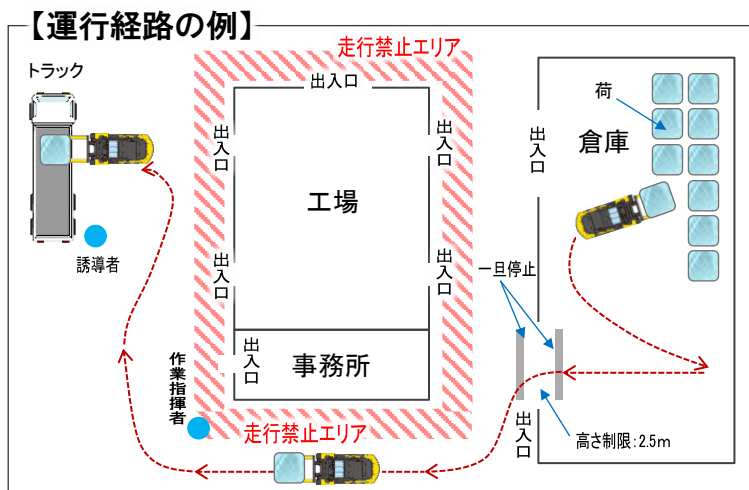
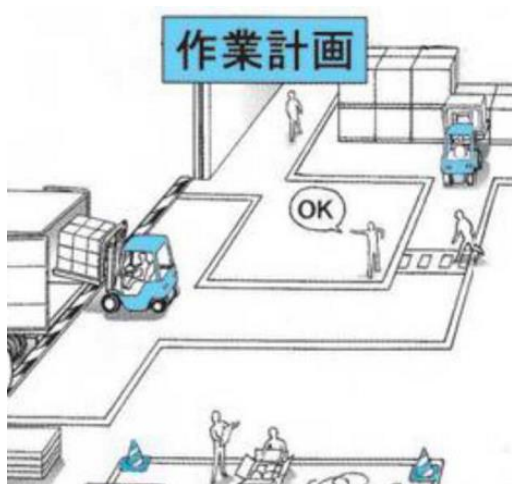
フォークリフトを使用するときに必要な安全対策をまとめましたので、自社の対策は十分であるかどうか点検・改善をいただき、フォークリフトの安全対策を確立しましょう。

1 フォークリフトの作業計画を定めていますか？

フォークリフトを使用するときは、作業場所の広さや地形、使用するフォークリフトの種類や能力、荷の種類や形状に適應した**作業計画**を定めなければなりません。

作業計画にはフォークリフトの**運行経路**やフォークリフトによる**作業の方法**を示すことが必要です。特に、運行経路の設定は、運行経路上を立入禁止にするなど、フォークリフトと人との接触を防止するためにも重要です。

そして、作業計画に従って作業が行えるよう、**関係労働者に作業計画を周知**しましょう。



※作業計画に決まった様式はありません。次ページに様式例を掲載しています。

2 作業指揮者を配置していますか？

複数の労働者が作業を行うときは、**作業指揮者**を配置しなければなりません。

作業計画に従って作業が行われるよう、作業指揮者に労働者を指揮させましょう。

作業指揮者の氏名を作業計画などに明示し、作業員が作業計画に反した場合に直ちに注意・指導を行うなど、適切な作業指揮を行わせましょう。

フォークリフトによる作業計画（様式例）

作成年月日	年 月 日	計画作成者			
作業名		作業指揮者			
作業実施日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分				
荷	品 名	荷 姿	個 数	一個の重量	備 考
		パレット			
		木 箱			
使用する フォークリフト 及び従業者	車両番号	能力	運 転 者	誘 導 者	備 考
フォークリフトの運行経路					
			立 入 禁 止 ・ 走 行 禁 止 箇 所 ・ 制 限 速 度	<input type="checkbox"/> 設定なし <input type="checkbox"/> 設定あり （具体的に掲載）	
積付け又は 取り降ろしの方法					
適用する 安全作業マニュアル、 作業手順等	①ある場合／その名称 ②ない場合／作業方法、作業手順及び留意すべき事項				

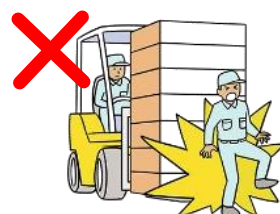
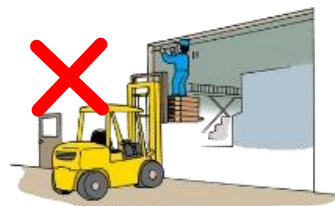
※作業計画は任意の様式で作成できます。これを参考に事業場の実態に応じて作業計画を作成してください。



フォークリフトを使用する際の安全ルールを定めていますか？

フォークリフトを使用する際の**安全ルール**を明確に定め、関係労働者に周知し、安全ルールを遵守させることが重要です。次に掲げる事項を書面などで明確に定めましょう。

- 制限速度
- フォークリフトの走行場所と歩行通路
- 立入禁止区域（フォークリフトの進入禁止区域、作業者の立入禁止区域）
- その他の禁止事項（運転席以外の搭乗の禁止、用途外使用の禁止など）
- 運行経路上に立ち入って作業を行う必要がある場合の方法（誘導者の配置や作業エリアの設定、フォークリフトの進入禁止措置の方法など）
- 合図の方法（やむを得ずフォークリフトに近づく必要があるときや誘導時など）
- フォークリフトの運転者が遵守すべき事項
- 周辺の作業者が遵守すべき事項 など



フォークリフトの運転者が遵守すべき十箇条

- ① 保護帽・安全靴等の保護具を正しく着用すること。
- ② シートベルトが備えられている場合は、シートベルトを使用すること。
- ③ 発進時は周辺の安全確認を十分に行い、ホーンなどにより周囲に合図を行うこと。
- ④ 制限速度以内で走行すること。
- ⑤ 走行時はわき見をせず、進行方向及び側方の安全を常に確認すること。
- ⑥ 急発進、急停車、急旋回をしないこと。
- ⑦ 荷は高く積みすぎず、許容過重を超えた重量を積載しないこと。
- ⑧ 乗車席以外に人を乗せる、荷を吊り上げるなどの用途外使用を行わないこと。
- ⑨ 定められた運行経路以外でフォークリフトを運行しないこと。
- ⑩ 運転席を離れるときは、フォークを地面に降ろし、駐車ブレーキを掛け、エンジンを停止させること。

周辺の作業者が遵守すべき十箇条

- ① フォークリフトの作業範囲、走行範囲に立ち入らないこと。
- ② 運行経路上で作業を行うときは、事前に管理者の許可を得て、フォークリフトとの接触防止措置が講じられた後に作業を行うこと。
- ③ 定められた通路を歩行すること。
- ④ 通路上の安全標識、区画表示を遵守し、カーブミラーなどは確実に確認すること。
- ⑤ 運行経路を横断するときは、一旦停止し、左右の安全を確認した後に横断すること。
- ⑥ フォークリフトの死角となる荷の影などから飛び出さないこと。
- ⑦ フォークリフトに近づくときは、運転者に合図し、運転者がフォークリフトのエンジンを停止させた後に近づくこと。
- ⑧ 会話に夢中になりながら、スマホを見ながらなどの「ながら歩行」を行わないこと。
- ⑨ むやみに走ったりせず、あわてずに行動すること。
- ⑩ フォークリフトの運転者から見やすい色の服装を心がけること。

※十箇条は運転者や作業者が覚えやすいよう10項目に遵守事項を絞ったものです。内容は、事業場の実情に応じて変えても差し支えありません。

4

安全ルールを守りやすい職場環境となっていますか？

安全ルールを定めただけでは労働災害は防げません。

労働者が安全ルールを遵守するよう**安全教育**を定期的の実施しましょう。

安全担当者は、**職場巡視等の安全活動**を通じて遵守状況を確認し、守れていない労働者に対しては**適切に指導**しましょう。

労働者が安全ルールを把握しやすいように職場環境を整えることが重要です。

改善例を掲載しましたので、これらを参考に**職場環境の改善**を図りましょう。

- 作業者が歩行するための通路を路面や床面に表示
- 走行範囲と作業者の作業範囲、歩行範囲の区分を表示
- 路面に横断歩道、一旦停止の表示
- 制限速度、立入禁止標識、注意喚起標識の設置
- カーブミラーの設置
- パトライトをフォークリフトに設置
- 安全な作業手順、安全確認事項などを掲示
- 遵守すべき事項を見やすい箇所に掲示



※改善例はほんの一部です。その他にも職場環境の改善につながるものがあれば、率先して実践しましょう。



5

その他

①資格について

運転には**フォークリフト運転技能講習**などの資格が必要です。最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転は**フォークリフト運転特別教育**でも認められています。

②定期自主検査について

フォークリフトは月次と年次の**定期自主検査**の実施が義務付けられています。このうち、年次の自主検査は**特定自主検査**と呼ばれ、検査業者か、事業内の検査資格を有する者でなければ行うことができません。

その他に、**作業開始前点検**を実施する必要があります。

